

大台町過疎地域持続的発展計画(案)に係るパブリックコメント

(町民意見募集)手続きについての Q&A

Q パブリックコメント手続きとはどのような制度ですか。

パブリックコメント手続きとは、大台町が計画等を策定するに当たり、その案をあらかじめ公表し、皆様からご意見等をいただき、そのご意見等を考慮しながら策定を行うものです。皆様からお寄せいただいたご意見等は、そのご意見等に対する大台町の考え方も併せて公表します。

Q どのような人が意見を提出できるのでしょうか。

原則として、満18歳以上で、町内に住所を有する方、町内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体、町内に存する事務所または事業所に勤務する方、町内に存する学校に在学する方、その他に本計画に利害関係のある方が対象となります。

Q 意見を提出するにはどうすればいいですか。

意見の提出方法は、所定の様式で、直接提出、郵送、ファックス、電子メール、またはWebでご提出ください。

なお、口頭や電話によるものは、内容を正確に記録することができないため受け付けておりません。必ず書面等で提出していただくことになります。

Q 住所や氏名は記載しないといけませんか(匿名で意見を出すことはできませんか)

意見を提出いただく場合は、住所と氏名などの記載が必要です。

理由は、大台町過疎地域持続的発展計画の策定に参加していただいているという意味から、責任のある立場でご意見を提出していただく必要があるからです。

また、ご意見の内容の確認を行う場合もありますので、この点からも氏名・連絡先などの記載をお願いします。

Q 提出した意見に対する回答はもらえるのですか。

パブリックコメント手続きでは、皆様から一時的に多くのご意見・提言が寄せられる見込みであるため、個別に回答することはしておりません。

なお、どのようなご意見が寄せられたのか(類似のものは取りまとめます)、またそれに対する大台町としての考え方を後日公表することにしています。

Q 提出した意見はどのように扱われますか。

大台町過疎地域持続的発展計画の策定にあたっての参考とさせていただくとともに後日ご意見の概要と、これに対する町の考え方について、大台町のホームページで公表します。

- ・本意見募集と関連のないご意見等については、公表しません
- ・類似のご意見等は適宜整理のうえ、まとめて公表します
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるものについては、その全部又は一部を削除します
- ・ご意見の中に含まれる誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現については、書き換え、言い換えなどの加筆、修正や削除を行います。

Q 提出された意見等に係る氏名、住所等の個人情報はどのように取り扱われるのですか。

ご記入いただきました内容は、この意見募集に関する業務のみで使用し、住所、氏名、連絡先等の個人情報は、大台町個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。